

住所変更についてのごあんない

思川西部土地区画整理事業の換地処分により、

**令和6年(2024年)2月17日から、
町名が変わります。**

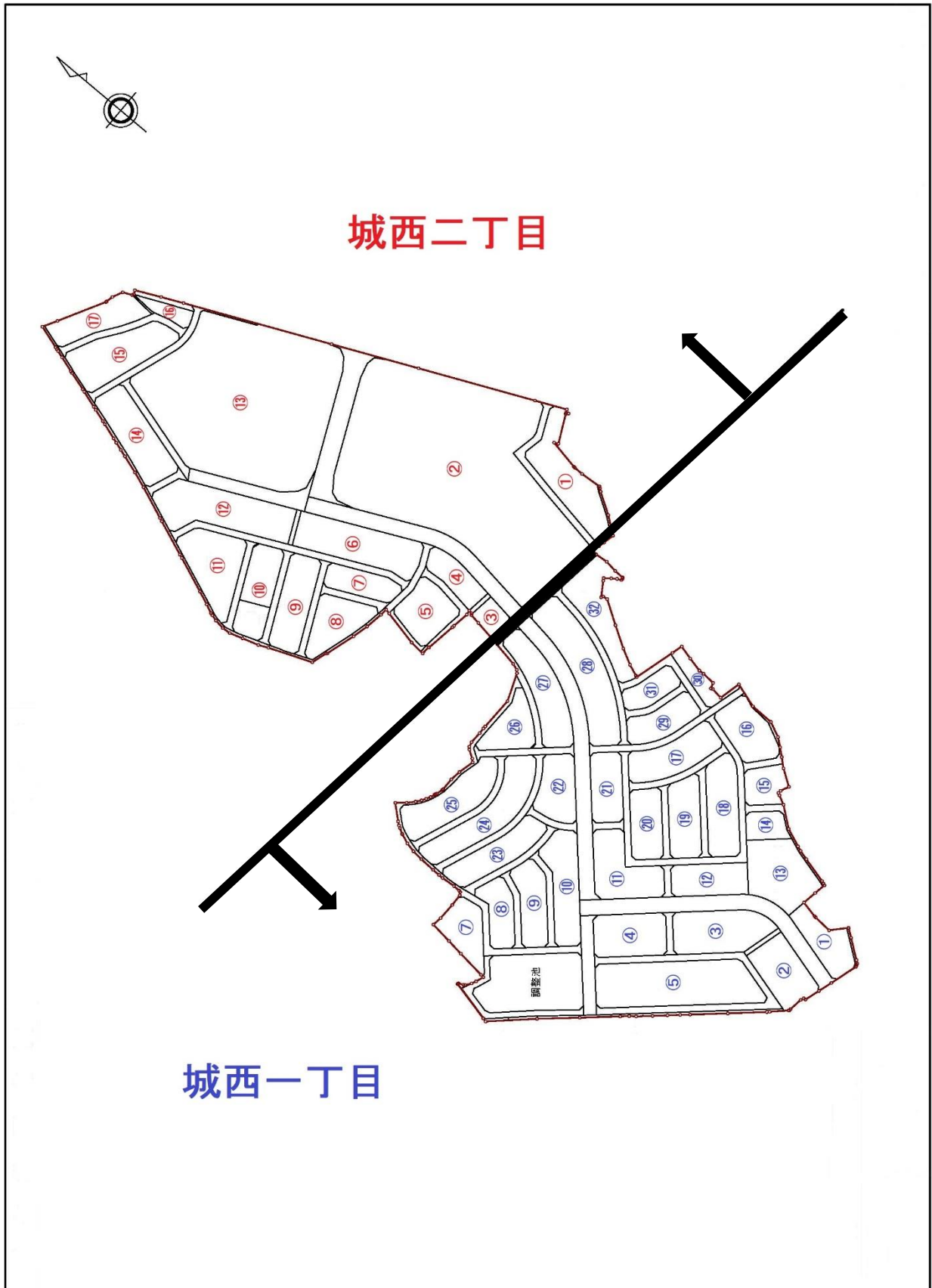
おおあざ たつき じょうさい じょうさい
大字立木 → 城西1丁目・城西2丁目

- ・地区内に住民登録されている方の「住所」が変わります。
- ・地区内の土地の表示「町名・地番」が変わります。

※日程については予定のものであるため、今後諸般の事情により変更になる場合がありますのでご了承ください。

小山市役所 市街地整備課

新町名・町界図



はじめに

思川西部地区の換地処分の公告日の翌日(令和6年(2024年)2月17日)から事業区域内の町名と地番が変更されます。

変更後に必要となる主な手続きについて皆様にお知らせするために、このパンフレットを作成しましたのでご一読ください。

記載したもの以外にも、住所変更の届出を要する場合がありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関等にご確認の上、必要な手続きをしていただくようお願いいたします。

◆実施日について

令和6年(2024年)2月17日から、

新しい町名・地番に変更になります。

◆新しい住所の表し方

新しい住所は「^{じょうさい}城西一丁目・^{じょうさい}城西二丁目」を用いて表します。

《例》

旧住所 小山市大字^{たつぎ}立木1000 番地 1



新住所 小山市城西一丁目^{じょうさい}1番地1

⇒詳細は次ページ「住所に関する主な手続きについて」へ

住所に関する主な手続きについて

換地処分公告があった日の翌日(令和6年(2024年)2月17日)から、地区内に住民登録(住民票)のある方は、新しい住所に変更になります。

住民登録のある方の住民票の住所は、市役所で新しい住所に変更しますので、住所変更に関する市役所への手続きは必要ありません。

なお、運転免許証など、各種住所変更の届け出については、ご自身で手続きしていただくことになります。

各種手続き等に必要となる、
「町名地番変更証明書(無料)」を、2月19日(月)以降に、
市役所(市民課及び各出張所)にて発行予定ですので、ご活用ください。

また、2月17日(土)現在で地区内に住所登録及び本籍のある方へ、2月19日(月)以降に、変更証明書と同様に各種手続き等にご活用いただける「変更のお知らせ」をお送りします。

1. 住所変更の手続きが必要なもの(5ページ参照)

- 住民登録関係
- 自動車・オートバイ関係
- 不動産(土地・建物)・法人登記関係

2. 住所変更の手続きがいらぬもの(7ページ参照)

- 住民票・戸籍・印鑑登録
- 健康保険証・福祉・医療助成・介護関係

3. 一部変更手続きが必要なもの、関係機関へ確認が必要なもの(8ページ参照)

- 社会保険(保険・年金)
- ライフライン(電気・ガス・水道(←※水道に関する手続きは必要ありません))
- ごみの収集(※立木の収集カレンダー(No.37)と同じとなります。)
- 金融機関、民間保険、カード、パスポート、その他

4. 郵便物の配達について(9ページ参照) ※新郵便番号は「323-0060」です

1. 住所変更の手続きが必要なもの

■住民登録関係

項目	手続き内容等	手続きの期限	問合せ先
マイナンバーカード (顔写真付き)	カードの券面を新しい住所に変更します。ご本人又は同世帯の方が個人番号カードを持参してください。 ※暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。 ※e-taxなどの電子申請をされる方は、署名用電子証明書の手続きが別途必要です。原則、本人が来庁し、暗証番号(英数字組合せ)の入力が必要になります。	期限はありません。 変更後、すみやかに	市役所1階 市民課 (0285) 22-9814 もしくは各出張所
住民基本台帳カード (顔写真付き)	カードの券面を新しい住所に変更します。既に券面が満記の場合、再発行はできないため、マイナンバーカードをご申請ください。		
在留カード 特別永住者証明書	新しい住所を裏書します。ご本人又は同居の親族の方が在留カード等を持参してください。		市役所1階 市民課 (0285) 22-9402

■自動車・オートバイ関係

項目	手続き内容等	手続きの期限	問合せ先
自動車運転免許証	・運転免許証 ・町名地番変更証明書(4ページ参照) ※本籍の変更についても町名地番変更証明書をご使用ください。	変更後、すみやかに	小山警察署 (0285) 31-0110
普通自動車の車検証	・申請書(備え付け) ・自動車検査証 ・町名地番変更証明書(4ページ参照) ・所有者・使用者の印鑑 or 委任状		佐野自動車検査登録事務所 (050) 5540-2020 ※自動音声ガイダンスが流れますので、ガイダンスに従って番号を押してください。
軽二輪車の届出済証 ※125ccを越え250cc以下の軽二輪車をお持ちの方	・申請書(備え付け) ・軽自動車届出済証 ・町名地番変更証明書(4ページ参照) ・所有者・使用者の印鑑 or 委任状 ・自賠償保険証		

※ 車検証や軽自動車届出済証に記載されている氏名(名称)・住所を確認していただき、他に
変更になっている箇所があるようでしたら、追加の書類が必要になる場合があります。その際
は、電話等で事前に必要書類の確認を行なってください。

(例)車検証記載の住所が引っ越し前の住所になっている。等

軽自動車の車検証	<ul style="list-style-type: none"> ・住所変更依頼書(備え付け) ・車検証 ・町名地番変更証明書(4ページ参照) 	変更後 すみやかに	軽自動車検査協 会佐野支所 (050) 3816-3108
----------	--	--------------	--

■不動産(土地・建物)・法人登記関係

土地や建物の不動産登記簿の表題部については、土地区画整理登記により、新しい
地番及び家屋番号に自動的に変更となります。(手続きは必要ありません)

ただし、所有者の登記簿上の住所については変更になりませんので、変更する場合は
自ら手続きをする必要があります。

なお、土地区画整理事業を理由とする住所変更は、**町名地番変更証明書**(4ページ参
照)があれば登録免許税を免除されます。

※司法書士等に依頼する場合は報酬等が別途必要になります。

■土地・建物登記関係

項目	提出書類等	手続きの期限	問合せ先
土地、建物等不動産所有 者の住所変更登記(区画 整理区域内に住所がある 方で、土地・建物を所有し ている方)	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・町名地番変更証明書 (4ページ参照) ・印鑑(認印可) ・委任状 	期限はありません。 ただし、売買等必要が 生じる時まで書き 換える必要がありま すので、早めに手続き を完了することをお 勧めします。	宇都宮地方法務局 小山出張所 (0285) 22-0361
抵当権者等の住所変更	(代理申請の場合)	(注)換地処分から数 ヶ月間は土地区画整 理登記により登記閉 鎖となりますので、不 動産登記の手続きは 登記閉鎖解除後にお 願い致します。	

■会社・法人登記関係

項目	提出書類等	手続きの期限	問合せ先
・会社及び法人の所在地の変更登記 ・法人代表者の住所変更登記 (区画整理区域内に本店・支店の所在地又は代表者の住所がある場合)	・登記申請書 ・町名地番変更証明書(4ページ参照) ・届出印 ・委任状+認印(代理申請の場合)	(本店所在地) 変更後2週間以内	宇都宮地方法務局 法人登記部門 (028) 623-0918
		(支店所在地) 変更後3週間以内	

2. 住所変更手続きがいらないもの

■住民票・戸籍・印鑑登録

項目	手続き内容等	変更内容	問合せ先
住民票	市役所で新しい住所と本籍に変更しますので、手続きは必要ありません。	住所欄 (本籍欄)	市役所1階 市民課 (0285) 22-9405
戸籍簿			
印鑑登録			

■健康保険証・福祉・医療助成・介護関係

項目	手続き内容等	変更内容	問合せ先
・国民健康保険被保険者証 ・国民健康保険高齢受給者証 ・後期高齢者医療被保険者証等	次回更新時までは現在お持ちのものをそのまま使用できます。 担当課によっては、各種資格証等をご自宅あて郵送するものもございますので、各担当課までお問い合わせください。	住所欄	市役所1階 国保年金課 22-9414
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 等			市役所2階 福祉課 22-9624
・医療費受給資格者証 (こども、妊産婦、ひとり親)			市役所3階 子育て家庭支援課(こども、妊産婦、ひとり親) 22-9634

・医療費受給資格者証 (重度心身障がい者)			市役所2階 福祉課 (0285) 22-9624
介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 など		住所欄	市役所3階 高齢生きがい課 22-9541

3. 一部変更手続きが必要なもの、関係機関へご確認が必要なもの

■社会保険(保険・年金)

項目	提出書類等	手続きの期限	問合せ先
国民年金の受給者 厚生年金の受給者 国民年金第1号被保険者	原則、手続きは必要ありません。 ご不明な点がございましたら、お問い合わせをお願いします。		栃木年金事務所 (0282) 22-4131 市役所1階 国保年金課 (0285) 22-9416
共済年金や各年金基金の受給者	それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。		
厚生年金の加入者 健康保険の加入者	勤務先にご確認ください。		
共済組合の加入者			

■ライフライン

項目	提出書類等	手続きの期限	問合せ先
電気使用契約 電話・通信会社等	それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。	変更後 すみやかに	各契約会社
都市ガス・プロパンガス			
水道	特に手続きは必要ありません。		
ごみの収集	立木の収集カレンダー(No.37)と同様のスケジュールで収集します。		

■金融機関、民間保険、カード、パスポート、その他

項目	提出書類等	手続きの期限	問合せ先
預金通帳 定期預金証書 預かり資産等 キャッシュカード	それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。		各金融機関等
生命保険 損害保険 自動車保険等			各保険会社等
クレジットカード 各種会員カード			各種カード発行元
パスポート	手続きは不要です。裏表紙に所持人記入欄があるパスポート(2020年以前のもの)をお持ちの方は、ご自分で所持人記入欄の住所を二重線で消し、新しい住所を記入してください。		市役所1階 市民課 (0285) 22-9402
その他の許可・免許 ・登録・認証等	それぞれの機関にお問い合わせをお願いします。		各機関

※ このほかにも、法令等により住所変更の届出を要するもの、各団体の会員、会社、学校等で住所の変更手続きが必要な場合があります。
それぞれ必要となる手続きを行ってください。

4. 郵便物の配達について

新しい郵便番号は **323-0060** (城西1丁目・2丁目どちらも同じ)です。

郵便物の配達については、郵便局への住所変更手続きは必要ありません。住所変更後、当分の間は変更前の住所(旧住所)が書かれた郵便物でも配達されます。その間に、住所が変更されたことを御親戚や知人の方にお知らせください。

本冊子へのご質問等、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先・発行元】

〒323-8686

栃木県小山市中央町1-1-1

小山市役所 市街地整備課

Tel:0285-22-9382

Fax:0285-22-9685